

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-01		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	私立保育園に対する施設整備助成事業		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	櫻井		
			担当者名	新沢	内線	3821		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-14-01	私立保育園施設整備事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	荒川区保育所等整備交付金等補助金交付要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	等			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	私立保育園が、新規開設のための施設整備、施設の老朽化や新たな保育需要に対応するための改修等を行うにあたり、その費用の一部を区が助成することにより、施設の拡充・充実を図り、児童福祉の向上を図る。 ※平成13年度のみ、耐震補強のための設計及び工事に要する費用についても補助対象とした。							
対象者等	私立認可保育園運営事業者							
内容	・荒川区保育所等整備交付金等補助金交付要綱 国・都補助金を活用した保育所の創設、増築、改築、大規模修繕等を行う事業者 ・荒川区賃貸物件による保育所改修費等支援事業補助金交付要綱 国・都補助金を活用した賃貸物件による保育所の新設、定員拡大を行うための改修を行う事業者 ・荒川区自己所有物件による保育所整備事業補助金交付要綱 東京都マンション等併設型保育所設置促進事業を活用した、自己所有物件で保育所設置を行う事業者 ・荒川区認可化移行改修費支援事業補助金交付要綱 認可外保育施設から認可保育所等へ移行する事業者 ・荒川区小規模保育事業改修費等補助金交付要綱 国・都補助金を活用した賃貸物件による小規模保育事業所の新設を行うための改修を行う事業者							
経過	保育園舎創設等補助	H30：日暮里（創設） R1:小台橋（創設） R2:聖華ひなた（創設） R3：なかよし（認証から移行） R5：黒川幼稚舎分園（創設）						
	賃貸物件改修	H27：あい・あい新三河島 H28：キッズあおぞら、小台こころ、ういず町屋（～H29）H29：日暮里きらきら、ういず南千住駅前、まなびの森町屋、あい・あい西日暮里H30：GK町屋、まなびの森西日暮里 R1:ヒノ材東尾久、まなびの森三河島、ムスわんぱく、R2:大空と大地のなーさりい、ラゾーナサリ、R3：さくらさくみらい西日暮里						
必要性	自己所有物件	H25：ぽけっとランド南千住瑞光（創設）						
	認可化移行改修	R4：黒川幼稚舎						
実施方法	小規模保育	H28：かんかんもり H30:フレンズ、ハローフレンズ（グループ型から移行）						
	運営費収入以外の収入がほとんどない保育園運営において、新たな施設整備費や老朽化した施設の改修費を区が一部負担することは、区に保育の実施義務があり、区立園と同程度の保育環境を維持することからも必須である。							
指 標	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
	交付申請→交付決定→（変更交付申請→変更交付決定→）実績報告→確定→請求→支払い							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	新規開設園数	3	1	0	0	0	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	地域ごとの保育需要の格差解消等、保育環境の充実を図るため、継続して実施する。					

No2 (単位：千円)										
予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
予算額			977,328	715,365	531,827	337,836	96,654	195,971	230,268	
決算額（6年度は見込み）			665,296	610,892	478,243	316,789	81,997	188,685	230,268	
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
	補助園数		4	5	3	2	1	1	0	
予算・決算の内訳										
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）				
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）		
報償費	財務診断費	191	委託料	不用品廃棄処理委託	291	役務費	賃料鑑定業務委託		3,604	
役務費	賃料鑑定業務委託	2,143	使用料等	保育園用地・建物賃借料等	30,881	使用料等	保育園用地・建物賃借料等		30,881	
使用料等	保育園用地・建物賃借料	30,881	負担金補助等	保育園創設等補助	157,513	負担金補助等	保育園創設等補助		195,783	
負担金補助等	保育園創設等補助	48,782								
(単位：千円)										
行政 コ ス ト 計 算 書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政 費 用	給与関係費	7,180	1,391	▲ 5,789	行政 収 入	地方税等	0	0	0
		物件費	33,024	31,172	▲ 1,852		国庫支出金	23,659	97,110	73,451
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	39,675	39,675
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	48,973	157,513	108,540		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	27,378	21,471	▲ 5,907
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	51,037	158,256	107,219
		賞与・退職給与引当金繰入額	564	150	▲ 414		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 38,704	▲ 31,970	6,734
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	89,741	190,226	100,485		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 38,704	▲ 31,970	6,734
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 38,704	▲ 31,970	6,734		
	備考	行政費用のうち約8割を私立保育園施設整備のための建設等に対する補助費等が占めている。また、補助費等の増加と、行政収入の国庫支出金及び都支出金の増加は、こども園分園創設に伴う補助額の増加に伴い生じたもの、その他の減少は過去の補助事業における仕入額控除税額の納付額減少に伴うものである。								
問題点・課題	地域ごとの待機児童数等から、地域別の保育需要を把握し、需給のミスマッチが生じないよう保育施設の整備等を進める必要がある。									
問題点・課題の改善策										
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	認可化した園の更なる整備に対し引き続き助成する。また、待機児童ゼロを継続するため必要な施設整備への助成を継続する。			認可園の分園整備に対し助成したほか、保育園運営事業者に貸し付けている区有地の賃借料が適切な金額となるよう見直しを行った。			保育所等の利用率や地域ごとの保育ニーズ等の動向を細かく注視した上で定員の見直し等を行い、待機児童解消に努める。			
②										
③										
他区の実況	(実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区)			
議会 （要旨） 質問 状	令和3年11月会議 令和4年2月会議 令和4年6月会議 令和4年9月会議			西尾久保育園民営化について 西尾久保育園公私連携型保育所への移行について 保育園利用状況を踏まえた今後の在り方について 公私連携型保育所移行への基本指針 公私連携型保育所への移行について						

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-02		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	私立保育園運営費補助		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	櫻井		
			担当者名	島田	内線	3843		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-13-01		私立保育園補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 56	（ 1981 ）	年度	根拠	荒川区私立保育所の入所児等に対する助成要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画		☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	私立保育園の入所児童及び従事職員の処遇改善のため、これに要する経費を補助することにより、児童福祉の増進及び私立保育園の公共性、安定性の向上を図る。補助の基本的な考え方は、区立保育園と私立・公設民営保育園の保育内容を合わせるために必要な費用を区が補助するもの。公設民営保育園については、同一補助内容を委託料に計上している。							
対象者等	区内私立保育園（41園）及び認定こども園（2園）、地域型保育事業（6園）を対象に補助。							
内容	・荒川区私立保育所の入所児等に対する助成…建物及び設備補修・嘱託医手当・特別配置保育士採用・業務委託・延長保育・蔵書充実等に対する園の支出に対する補助 ・保育士等キャリアアップ補助金…国基準以上に保育士等の給与引上げを行う事業者への補助 ・保育サービス推進事業補助金…アレルギー児対応・外国人児童等への対応に対する補助 ・宿舍借上げ支援事業補助金…職員宿舍の借上げを行う事業者に対する補助 ・保育所等賃借料補助金…公定価格の賃借料加算対象園に対し、基準額を限度として公定価格との差額分を補助 ・定期利用保育補助金…定期利用実施園に対する補助 ・居宅訪問型保育事業補助金…実施事業者に対し、保護者が負担する交通費等の一部を補助 ・保育士等処遇改善臨時特例補助金…保育士等の処遇改善（収入の3%程度）を行う事業者への補助 ・医療的ケア児保育支援事業補助金…医療的ケア児保育事業実施園に対する補助							
経過	昭和56年度 平成8年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和4年度 令和4年度	荒川区私立保育所の入所児等に対する助成 改築費補助 保育士等キャリアアップ補助金、保育サービス推進事業補助金開始 保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金開始 保育所等賃借料補助金開始、定期利用保育補助金開始 幼保無償化に伴う区独自の副食費助成開始 居宅訪問型保育事業補助金開始 保育士等処遇改善臨時特例補助金開始（令和4年2月、3月） 保育士等処遇改善臨時特例補助金（令和4年4月～9月） 医療的ケア児保育支援事業補助金開始 防災備蓄購入補助金開始						
必要性	国基準や都の加算に含まれていない、または不足する費用についての補助であり、一定の保育水準を保つためには重要である。							
実施方法	（ ☐ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 各園毎に実施予定、実績等を確認したうえで概算払い等で支払った後、実績確認を行い精算する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	月平均在籍児童数（区内私立園）	3,322	3,374	3,705	3,707	3,700	入園児童数（年度累計）／12月
	②	在籍率（%）	88.8	90.1	90.6	90.1	90.6	月平均在籍児童数／実施定員
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
重点的に推進		重点的に推進	保育環境の充実に努め、質の高い保育サービスを提供するため、重点的に推進する。					

[illegible]

備考	行政費用のうち9割以上を私立保育園等の従事職員や施設修繕等への補助金にあたる補助費等が占めている。なお、令和5年度は民営化等により私立保育園が4園増加したため、4年度と比べて補助費等が増加した。行政収入のその他については、令和4年度保育士等処遇改善臨時特例補助金の返還金である。
問題点・課題	安定した保育運営のため、本事業（制度）を継続するが、各園の事務作業等を軽減するため、補助項目の統合等の検討が必要である。

問題点・課題の改善策									
		令和5年度に取り組む 具体的な改善内容		令和5年度に実施した 改善内容および評価		令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	補助項目の統合等、保育園の事務手続きの簡素化・負担軽減を検討する。	保育園の事務手続きの簡素化・負担軽減に向け、補助金申請時の書類の見直しや提出方法の簡略化を行った。		補助項目の統合や更なる事務手続きの簡略化等を検討し、保育園の負担軽減を検討する。					
②									
③									
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 23区が各々独自の基準を設定している。								
	議 会 質 問 状 況								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		10-03-03		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		病児・病後児保育事業費		部課名		子ども家庭部保育課		課長名		櫻井			
				担当者名		辻		内線		3822			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-15-01		病児・病後児保育事業費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 13（ 2001 ）年度		根拠		荒川区病後児保育事業補助要綱、都病児・病後児保育事業実施要綱							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画		☐ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		01		多様な子育て支援の展開							
目的		病気回復期には至らないが当面の症状急変が認められない児童または病気回復期にあるが保育園にはまだ通えない児童等を保育園内の専用室で保育し、長期間の看護休暇を取得しづらい保護者の育児・就労を支援する。											
対象者等		・区内在住で保育園等に通う満1歳以上の児童 ・病気（症状が軽度であり入院治療の必要がない場合）または病気の回復期にある児童 ・保護者の勤務、病気、出産等で保育園や家庭で保育をすることが困難な者 等											
内容		専用保育室の設置：上智厚生館保育園・南千住駅前保育所・至誠会第二保育園。次の内容の体制を整備 ・安静室、調乳室、保育室等国補助基準を満たす設備。常勤看護師1名及び保育士1名を配置。定員は4名。原則として1回の利用で7日間まで。 ・対象となる疾病等は、感冒、消化不良症等乳幼児が日常罹患する疾患や骨折等の外傷性疾患。 ・料金は1日ごとに「利用料2,000円、給食費300円」を実施園に支払う（区民税非課税世帯及び生活保護世帯は利用料無料。） ・利用当日に持参する医師連絡票は、保険診療扱いとなり、子ども医療費助成制度により保護者の自己負担なし（19年9月より） ※令和元年10月から開始された幼保無償化制度の対象事業であり、要件を満たせば利用料（給食費300円は対象外）が無償となる。											
経過		平成14年 1月 上智厚生館保育園において病後児室開設（実施計画上平成14年度開始予定を前倒し実施）。 平成24年10月 南千住駅前保育所において病後児保育室開設。 平成26年 4月 上智厚生館保育園において病児の受入れを開始し、病児・病後児保育室となる。 平成27年 4月 新制度施行に伴い、幼稚園等に通所中の満1歳以上の児童の利用開始。 平成29年 4月 至誠会第二保育園において病後児保育室開設。 令和元年10月 幼児教育・保育の無償化が開始。											
必要性		病児・病後児の看護や保育が困難な保護者にとって、本事業は非常に意義があり、子育てと就労の両立支援の面からも、必要性が高い。											
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 通園している園に申し込み → 保育課で登録 → 前日までに実施施設に予約 → 当日、医師連絡票等を持参 → 利用終了後、実施施設から区に利用報告											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	利用率（％）	9.2	10.6	15.6	15.6	17.0	延べ利用人数／延べ受入可能数					
	②	登録率（％）	20.4	17.2	19.7	19.7	20.0	登録児童数／対象児童数					
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
6年度		7年度											
重点的に推進		重点的に推進		保護者の子育てと就労の両立をさらに支援するため、重点的に推進する。									

No2 (単位：千円)								
予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		22,352	22,352	22,760	22,444	23,027	22,992	22,888
決算額（6年度は見込み）		21,870	21,906	21,814	22,136	22,629	22,371	22,888
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	登録児童数	1,250	1,396	1,326	1,345	1,213	1,259	1,259
	延べ利用人数	906	722	146	296	372	548	548
	対象児童数(保育園等入所児童)	6,396	6,865	6,480	6,863	6,942	6,407	6,407
予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	運営委託費	22,628	委託料	運営委託費	22,368	負担金補助等	運営費補助、施設等利用費	22,888
負担金補助等	利用料償還払い、物価高騰対策補助	1	負担金補助等	利用料償還払い	3			
(単位：千円)								
行政コスト計算書	勘定科目	4年度	5年度	差額	勘定科目	4年度	5年度	差額
	給与関係費	1,026	0	▲ 1,026	地方税等	0	0	0
	物件費	22,628	22,368	▲ 260	国庫支出金	4,790	4,926	136
	維持補修費	0	0	0	都支出金	5,333	5,368	35
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1	3	2	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	10,123	10,294	171
	賞与・退職給与引当金繰入額	81	0	▲ 81	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 13,613	▲ 12,077	1,536
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	23,736	22,371	▲ 1,365	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 13,613	▲ 12,077	1,536
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 13,613	▲ 12,077	1,536	
備考	行政費用は事業実施園への委託料にあたる物件費が占めている。							
問題点・課題	・本事業を広く周知することにより、育児への不安を和らげる効果が期待できる。また、28年度より、幼稚園等に通う児童も利用できるよう対象を拡大したが、幼稚園等に通う児童の登録は未だ少数であり引き続き事業の周知を図る必要がある。 ・感染症対策に十分配慮して事業を実施していく。							
問題点・課題の改善策								
	令和5年度に取り組む具体的な改善内容		令和5年度に実施した改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	感染症対策に十分配慮なから、安全に事業を実施できるよう事業者と連携する。		事業者と連携して適正な事業実施に努めた。感染症予防対策を徹底し、児童が安心して利用できる環境に配慮した。			引き続き、事業者と連携して利用者の需要に応じた事業実施を検討する。感染症拡大防止についても十分配慮していく。		
②	引き続き、育児への不安を和らげるため、事業の周知に努める。		窓口での相談等の対応の際に事業の周知を行った。利用者からの問い合わせに丁寧に対応した。事業者と利用者の声を共有した。			引き続き、育児不安を和らげるため事業の周知に努め利用率の増加を図る。		
③								
他区の実況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明		0 区)	
議会(要旨)状況	平成22年3定 平成26年予特 平成26年11月会議 平成27年2月会議 令和元年決特		南千住地域に病後児保育施設を開設すべき 病児保育について 区内各施設に病児・病後児保育施設を整備すべき 幼稚園等に通う子も病児・病後児保育を利用できるようにすべき 病児・病後児保育を拡充すべき					

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	区立保育園事務費		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	櫻井		
			担当者名	池ノ谷・田中・二見・竹内	内線	3823		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-01-01	区立保育園職員関係費						
	01-01-02	区立保育園管理費						
	01-01-03	区立保育園事務費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 36（ 1961 ）	年度	根拠	児童福祉法等、地方自治法244の2、荒川区				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）年度	法令等	保育所運営費等補助要綱				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	区立（公設公営）保育園の良好な環境を維持し、在園児の健康で安全な保育園生活を確保する。							
対象者等	区立（公設公営）保育園11園							
内容	区立（公設公営）保育園の管理、運営のために必要な経費を支出する。 ・会計年度任用職員（6年4月1日現在） ①旧非常勤職員①給食指導員1名 ②保育相談専門員2人 ③保育嘱託員17名（地域交流、延長保育） ④嘱託医11人 ⑤保育園栄養士11人 ⑥用務1人 ⑦事務5人 ⑧旧パート251人 ・0歳児保育実施園 三河島、荒川、第二南千住、西日暮里、第二東日暮里、原、荒川さつき H29開始：熊野前 ・産休明け保育実施園 第二南千住 H20開始：さつき H29開始：熊野前 ・延長保育実施園 H20から全園開始 ・保育用品（消耗品・備品）等の購入・リース ・紙おむつ自園処理 H31.1から全園開始							
経過	平成11年度末 南千住地区再開発に伴い汐入保育園閉園→代替園汐入とちのき保育園 平成14年度 産休代替等保育士を常勤（一部不足分をパート対応）から非常勤に変更 平成17年度 延長保育対応職員を常勤から非常勤に変更（第二南千住除く） 平成18年度 第二南千住も延長保育を非常勤化、第三者評価（9園） 平成19年度 いきいき体操教室（10回×15園） 平成20年度 在宅育児支援のため子育て支援相談専門員2人配置、保育相談専門員1人増 保育園お助け隊事業開始（茶道指導、お話の会、遊び指導、簡易修理などボランティア） 平成21年度 保育士研修講師謝礼等計上 平成22年度 子育て支援相談専門員を児童青少年課に移管 平成23年4月 南千住保育園に指定管理者制度を導入 平成27年4月 町屋保育園を民営化 平成31年4月 東日暮里保育園を民営化 令和5年4月 西尾久保育園を民営化							
必要性	区立（公設公営）保育園の良好な運営を維持するために必要である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 保育園数（園）	12	12	11	11	10	令和6年度末ひぐらし保育園閉園	
	② 実施定員（人）	1,344	1,330	1,230	1,194	1,155	各年4月1日時点	
③ 保育実施率（%）	93.4	91.5	90.4	92.3	90.0	延べ在籍園児数／延べ実施定員		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進		推進		公設公営保育園の保育環境のさらなる充実を図る事業であるため、推進する。				

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		550,561	610,385	757,044	758,294	770,013	801,208	1,011,769
決算額（6年度は見込み）		518,212	477,881	606,496	655,236	716,200	746,206	1,011,769
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	職員数	244	228	231	230	235	235	235
	保育園数	13	12	12	12	12	11	11
	在籍園児数（延べ）	17,040	15,660	15,504	15,120	14,609	13,350	13,233
	実施定員数（延べ）	17,712	16,152	16,116	16,128	15,960	14,760	14,328

令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	423,831	報酬	会計年度任用職員報酬	472,741	報酬	会計年度任用職員報酬	537,882
給料	会計年度任用職員給料	1,859	給料	会計年度任用職員給料	1,939	給料	会計年度任用職員給料	2,567
職員手当等	会計年度任用職員期末手当等	80,591	職員手当等	会計年度任用職員期末手当等	94,225	職員手当等	会計年度任用職員期末手当等	190,322
共済費	会計年度任用職員共済費	14,396	共済費	会計年度任用職員共済費	14,255	共済費	会計年度任用職員共済費	16,053
報償費	講師謝礼・委員会報酬等	3,463	報償費	講師謝礼・委員会報酬等	3,624	報償費	講師謝礼	2,339
旅費	職員旅費等	5,347	旅費	職員旅費等	6,758	旅費	職員旅費等	8,123
需用費	光熱水費、消耗品等	89,444	需用費	光熱水費、消耗品等	68,268	需用費	光熱水費、消耗品等	87,767

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	2,139,652	2,108,495	▲ 31,157	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	188,350	157,443	▲ 30,907		国庫支出金	3,581	470	▲ 3,111		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	19,825	8,127	▲ 11,698		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	5,545	5,603	58		使用料及び手数料	137,568	120,013	▲ 17,555		
		減価償却費	1,313	1,178	▲ 135		その他	14,137	12,895	▲ 1,242		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	47	129	82		行政収入合計(a)	175,111	141,505	▲ 33,606		
		賞与・退職給与引当金繰入額	128,000	173,026	45,026	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,287,796	▲ 2,304,369	▲ 16,573			
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	▲ 589	▲ 541	48			
		行政費用合計(b)	2,462,907	2,445,874	▲ 17,033	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,288,385	▲ 2,304,910	▲ 16,525			
	特別費用(g)	33,628	1,424	▲ 32,204	特別収入(f)	33,349	0	▲ 33,349				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 279	▲ 1,424	▲ 1,145	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,288,664	▲ 2,306,334	▲ 17,670					

備考	行政費用のうち物件費の減は、主に光熱水費の実績の減少や令和4年度にシステム改修費用が発生したことによるものである。行政収入のうち使用料及び手数料の減は、令和5年10月から第2子無償化に伴い区で徴収する保育料が減少したためである。
----	--

問	保育園で求められるニーズに柔軟に対応していく必要がある。
---	------------------------------

問題点・課題の改善策

問題点	課題の改善策		
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	園長会等の意見を聞きつつニーズへの対応方針を決め、柔軟に対応できるよう必要な調整を行う。	害虫駆除など緊急性の高い相談に対して早急に対応するなど園と連携した対応ができた。	各園と連携を取り、必要性、緊急性を勘案して引き続き柔軟に対応していく。
②			
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会の質問状 況(要旨)	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-05		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	区立保育園給食運営費		部課名	子ども家庭部保育課		課長名	櫻井	
			担当者名	田中		内線	3842	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-02-01	給食運営費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 36（ 1961 ）	年度	根拠	児童福祉法第45条（児童福祉施設の最低基準）				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ） 年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	入所児童に対し給食を提供することにより、適切な栄養の摂取を通じて、園児の健やかな成長と健康な保育園生活を確保する。							
対象者等	区立保育園園児							
内容	・令和6年度職員数 会計年度任用栄養士12人（11園+保育課1） ・11園各園で調理する給食に必要な食材等の購入 ・給食調理業務の委託 ・用務業務の委託（R1～西尾久保育園、R3～荒川・西日暮里保育園、R4～東尾久保育園、R5～熊野前） ・平成30年度以降 女子栄養大学岩間名誉教授及び管理栄養士による給食調理の実際の作業内容について評価検証を継続して行っている。							
経過	平成18年4月 平成20年4月 平成21年4月 平成22年4月 平成23年4月 平成24年4月 平成25年4月 平成27年4月 平成31年4月 令和5年4月	非常勤栄養士の配置と給食調理業務の民間委託を実施（三河島・ひぐらし） 第二南千住・第二東日暮里・熊野前・原・荒川さつき保育園において民間委託を実施 荒川、西日暮里保育園において民間委託を実施 東尾久、町屋保育園において民間委託を実施 西尾久保育園、しおいり保育室において民間委託を実施 東日暮里、西尾久みどり保育園において民間委託を実施（全園業務委託実施） しおいり保育室認可化及び民営化 町屋保育園民営化 東日暮里保育園民営化 西尾久保育園民営化						
必要性	保育園に義務付けられている園児の給食に要する費用であり、必要性は高い。							
実施方法	☒ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 自園方式で調理する。0歳児保育実施園は、離乳食（月齢により1回または2回）、乳幼児用（昼食・おやつ）を調理する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	食物アレルギー事故数	0	1	0	0	0	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進		推進	食育の推進、アレルギー対応、給食内容の充実を図る事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		384,914	367,033	360,425	393,936	411,828	379,468	379,170
決算額（6年度は見込み）		374,649	354,336	342,753	374,106	383,818	366,159	379,170
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	保育園数	13	12	12	12	12	11	11
	給食業務民間委託園数	13	12	12	12	12	11	11
	在籍園児数（4月1日現在）	1,420	1,305	1,293	1,260	1,211	1,111	1,088

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	給食材料費	106,918	需用費	給食材料費	102,135	報償費	給食調理業務委託謝礼等	889
委託料	給食調理業務委託	276,900	委託料	給食調理業務委託	264,024	需用費	給食材料費等	110,468
						委託料	給食調理業務委託	267,813

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	7,180	7,303	123	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	383,818	366,159	▲ 17,659		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	218	131	▲ 87
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	1	0	▲ 1
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	219	131	▲ 88
		賞与・退職給与引当金繰入額	564	787	223		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 391,343	▲ 374,118	17,225
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		391,562	374,249	▲ 17,313	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 391,343	▲ 374,118	17,225
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 391,343	▲ 374,118	17,225	

備考	行政費用のうち9割以上が、区立保育園の給食に係る材料費や調理業務委託料にあたる物件費で占められている。
----	---

問題点	・各園会計年度任用栄養士を適正に配置し、安心安全な給食運営をしていく必要がある。 ・大量調理施設衛生管理マニュアル及びHACCP義務化に準じた衛生管理と円滑な給食運営等、委託環境を整備していく必要がある。 ・物価上昇に伴う賄費及び人件費の増加に対応していく必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も会計年度任用職員を適正に配置し、安全な給食を提供していく。	会計年度任用職員を安定的に配置し、安全な給食を提供できた。	引き続き各園に会計年度任用職員(栄養士)を適正に配置し、安全な給食を運営する。
②	定期外の巡回を強化するとともに、給食調理業務委託事業者との面談を行い、より早い状況把握と改善に努めていく。	給食調理業務委託事業者との面談を密に行い、委託事業職員の巡回日に保育課も巡回するなど、実態把握に努めた。	委託事業者職員の巡回日に保育課も巡回し、マネジメントが機能し、安全な給食運営ができているかどうか確認する。
③	今後も、景気動向をみながら、使用する食材料を適正に選択していく。	食材料の種類により、物価高騰があっても使用するものと、控えるものと判別した。	今後も景気動向をみながら適正に使用食材を選択していく。

他 区 の 実 況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区）							
	※令和元年度実績 （委託未実施区）中央、世田谷、葛飾							

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-06		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	地域活動事業費(区立保育園)		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	櫻井		
			担当者名	中嶋	内線	3846		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(6年度)	01-03-01		地域活動事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業 (☐ 6年度 ☐ 5年度)		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 2	(1990)	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	保育園内はもとより、地域との交流を深めることを目的とし、高齢者等との世代間交流や家庭で保育している保護者等への育児講座など、地域の需要に応じた幅広い活動を推進する。区立園11園で実施（子育て交流サロン実施園1園含む）。（私立保育園分は、私立保育園扶助費に計上・公設民営分は運営委託費に計上）							
対象者等	個人 在宅で育児をしている地域の親子 団体 特別養護老人ホーム・地域やサービスセンターお年寄りの会							
内容	・各保育園にて、地域の家庭保育児及びその保護者との交流を年間計画を策定して実施している。また保育園行事への招待を行っている。 その他、各保育園で地域の乳幼児及びその保護者を対象に次のような子育て支援事業を行っている。 ・育児・子育て相談 育児や子育てに関わる悩みや不安について保育園の園長・看護師・栄養士が相談を受ける。（身体測定、離乳食の相談等も行っている） ・園庭開放、砂場開放、水遊び場の提供 ・地域交流 地域の乳幼児が安心して遊び、その母親同士の交流もできるよう、月1回程度、定期的に園の行事やさまざまな交流活動の場に参加できるよう計画を立てている。 ・高齢者との世代間交流として、地域の特別養護老人ホームや在宅高齢者通所サービスセンターと連携し、園の行事への招待や施設に出向くなど、年2～3回程度、子どもたちと高齢者との交流を行っている。							
経過	平成17年度 平成19年度 平成24年度 平成28年度 令和2,3年度 令和4年度 令和5年度	区立園の在宅育児支援充実のため、地域交流事業用の玩具・教材等購入費を計上 蔵書倍増計画を実施（3カ年計画） 毎年5園ずつ児童1人につき1,000円分の蔵書充実を実施 毎年4園ずつに変更 コロナの影響により、地域交流事業未実施園あり 定員減や2回制等実施方法を工夫し、全園で地域交流事業を実施 蔵書充実を4園から全園に拡大						
必要性	保育園が地域に開かれた存在であるために、地域の高齢者、小中学生、高校生等との各世代間交流や在宅育児支援などの事業が必要である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員)							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	在宅育児支援参加人数	1,400	1,730	2,424	2,450	2,500	
	②	1園あたり月平均参加人数	10	13	18	19	30	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	在宅育児支援策として必要な事業であるため、推進する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	804	1,518	714		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	408	770	362
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	408	770	362
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 396	▲ 748	▲ 352
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		804	1,518	714	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 396	▲ 748	▲ 352
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 396	▲ 748	▲ 352

備考	行政費用は玩具や保育教材等の購入費用にあたる物件費が占めている。令和5年度から蔵書充実を全園に拡大したため、物件費及び都支出金が増加している。
----	---

問題点	・ 保育園の機能を活かした子育て支援ができるよう、子育てに関する話や相談・アドバイスができる環境や保護者同士の交流の拠点としての役割をさらに強化していく必要がある。 ・ 拠点園事業担当者や地域支援担当者が公園などに出向き、地域支援情報を積極的に発出し、認知度を上げ利用頻度を高めていく必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	離乳食や子どもの病気など子育て世代が興味関心を持つ内容について、引き続き専門職員による講座などを実施する。	コロナ禍での制限が緩和され、子育て中の保護者交流が再開できた。園にいる専門職の職員による講座などを実施した。	コロナ禍で参加者が減少したので、事業を知ってもらうことに力を入れる。保育園でしかできない支援事業を行う。
②	引き続き感染症にも配慮しつつ、園児がより豊かな体験ができるよう、地域との交流事業を推進していく。	新型コロナウイルスは5類になったが、引き続き感染対策に配慮しつつ、園児と地域との交流事業の推進を図った。	感染対策に配慮しながら、園児がより豊かな体験ができるよう、地域住民との交流や、世代間交流事業の推進を図る。
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
状況(要旨)	平成26年11月会議 高齢者と子どもたちの交流推進

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	営繕費（区立保育園改修費）		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	櫻井		
			担当者名	米山	内線	3821		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-04-01		営繕費（1次分）					
	01-04-02		営繕費（2次分）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 36	（ 1961 ）	年度	根拠	児童福祉法、荒川区児童福祉施設の設備及び運			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等	営の基準に関する条例、同施行規則			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	区立保育園建物・設備の改修、修繕を行うことにより、良好な保育環境を維持し、園児の安全な保育園生活を確保する。（私立園は扶助費に含まれる。）							
対象者等	区立11園、公設民営6園在園児							
内容	・実績（主な建物・設備の改修のみ） 平成25年度 第二南千住（受水タンク撤去及び給水管直結） ひぐらし（2階排水管） 熊野前（受変電設備） 平成26年度 東日暮里（1階保育室配水管） 平成27年度 第二南千住（空調設備） 西尾久（屋上防水） 東尾久（給排水） 熊野前（給食リフト） 平成28年度 荒川（受変電設備その他） 熊野前（0歳児室等設置） 平成29年度 ひぐらし（GHPエアコン） 第二南千住（外階段） 平成30年度 西日暮里（ブロック塀） 平成31年度 荒川（プール、ブロック塀及び園庭） 令和2年度 第二南千住（屋上フェンス） 令和3年度 西日暮里（屋上防水・階段室壁撤去及び防火設備設置） 南千住さくら（空調設備） 令和4年度 荒川保育園（消火栓ポンプ） 汐入とちのき保育園（空調設備）							
経過	・リニューアル工事の経過 平成17年度 東日暮里保育園リニューアル及びアスベスト除去工事 平成18年度 東尾久保育園リニューアル工事 平成19年度 第二南千住保育園リニューアル工事 平成20年度 荒川、西日暮里、熊野前保育園リニューアル工事 平成21年度 荒川さつき・西尾久みどり保育園リニューアル工事 平成22年度 南千住保育園改築 平成25年度 三河島保育園給排水管工事を伴うリニューアル工事 平成28年度 原保育園リニューアル工事 令和5～6年度 第二東日暮里保育園リニューアル工事							
必要性	建築後、大規模改修工事の目安となる築後20年以上経過している建物がほとんどであるため、適切な補修をし、良好な保育環境を維持する必要がある。							
実施方法	（ ☐ 1直営 ☐ ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 工事のうち小額改修（130万円未満）については、迅速に対応するため課直接執行。その他の工事は営繕課に執行委任。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	リニューアル工事実施率（％）	58	58	59	64	71	実施園数／区立園数(17園) 5年度は2園民営化による母数減
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
重点的に推進	重点的に推進	老朽化が進む園舎の機能の維持向上を図るため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		295,736	62,337	36,170	66,580	217,042	463,096	452,350
決算額（6年度は見込み）		280,526	59,171	33,325	55,572	95,235	211,534	452,350
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	小破修繕	11,994	11,599	22,289	23,060	39,262	34,118	29,547
	工事（営繕課委任含む）	1,344	46,636	7,335	32,153	55,973	158,786	394,686
	備品購入	0	0	0	0	0	5,379	28,117
	大規模修繕実施園数	0	0	0	0	0	0	1

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	区立保育園小破修繕費	39,262	需用費	区立保育園小破修繕費等	34,118	需用費	区立保育園小破修繕費等	22,211
委託料	区立保育園改修工事設計業務委託	0	委託料	区立保育園改修工事設計業務委託	13,251	需用費	第二東日暮里保育園代替屋食等	7,336
工事請負費	区立保育園改修工事等	55,973	工事請負費	区立保育園改修工事等	158,786	工事請負費	公立保育園改修工事等	394,686
			備品購入費	区立保育園調理機器更新	5,379	備品購入費	第二東日暮里保育園初度調弁等	28,117

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	6,838	9,321	2,483	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	1,470	1,470		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	46,230	44,004	▲ 2,226		都支出金	5,345	12,684	7,339		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	29,518	2,542	▲ 26,976		その他	1,148	0	▲ 1,148		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	6,493	12,684	6,191		
		賞与・退職給与引当金繰入額	537	1,005	468		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 125,635	▲ 45,658	79,977		
		その他行政費用	49,005	0	▲ 49,005		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	132,128	58,342	▲ 73,786	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 125,635	▲ 45,658	79,977				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 125,635	▲ 45,658	79,977				

備考	行政費用のうち7割以上を区立園修繕等の工事費を含む維持補修費が占めている。また、その他行政費用の減は、令和4年度に指定管理施設の空調機の取替工事費用が発生したことによるものである。都支出金の増加は、安全対策補助金によるものである。
----	---

問題点・調	・昭和40年代の建物が多く、施設・設備ともに老朽化が著しい。竣工から20年以上経過した園や、前回のリニューアルから15年以上経過した園もあるため、計画的にリニューアル工事を実施する必要がある。 ・リニューアル工事を含めた大規模な改修の場合も保育を実施しながらの作業となるため、工事日数がかかる。 ・各保育園の調理室の改修が今後の課題である。
-------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区立保育園の快適で安全な保育環境の整備に効率的に着手するため、適切で迅速な修繕を実施していく。	区立保育園の快適かつ安全な保育環境の整備を実現するために、適切で迅速な修繕を実施した。	区立保育園の快適で安全な保育環境の整に効率的に着手するため、適切で迅速な修繕を実施していく。
②	第二東日暮里保育園の改修工事を設計も含め更に進めるとともに、リニューアル工事未実施園の改修に向け取り組む。	第二東日暮里保育園の改修工事について、設計を完了させて改修工事に着手した。	第二東日暮里保育園の改修工事を進めるとともに、リニューアル工事未実施園の改修に向け取り組んでいく。
③	調理室の改修を効率的に実施できるように園と密にコミュニケーションをとり、小破修繕の範囲内で機能維持に努めていく。	調理室の改修を効率的に実施できるように園と密なコミュニケーションをとり、小破修繕の範囲内で機能維持に努めた。	調理室の改修を効率的に実施できるように園と密にコミュニケーションをとり、小破修繕の範囲内で機能維持に努める。

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
議 会 質 問 状 況 (要 旨)						

事務事業分析シート（令和6年度）										No1
事務事業コード		10-03-08			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名		運営委託費（公設民営保育園）			部課名		子ども家庭部保育課		課長名	
					担当者名		加藤		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-05-01			運営委託費					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 46（ 1971 ）年度			根拠		児童福祉法、子ども・子育て支援法、地方自治			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等		法、荒川区保育所条例等			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		02		保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的		指定管理者制度及び業務委託による保育園運営を適正にすすめることで、民間の保育園経営のノウハウを活用し、区立保育園運営を充実させ効率化を図るとともに、入所児童の安全快適な保育を確保する。								
対象者等		区内公設民営保育園（6年度6園 実施定員749名） ・上尾久保育園 ・南千住さくら保育園 ・汐入とちのき保育園 ・はなみずき保育園 ・南千住保育園 ・南千住七丁目保育園								
内容		各保育園の管理運営協定に基づく国基準運営費、国基準の上乗せとしての旧都加算基準に基づく運営費及び私立保育園と同様に区単独補助を合せた委託料を支払う。 ・国基準運営費 園の運営規模別に一律に設定された単価により、園毎に算出した保育園運営費 ・旧都基準加算運営費 零歳児保育特別対策、標準時間保育、障害児保育等に対応するために要する人件費等 ・区基準 私立保育所の入所児等に対する助成金、保育士等キャリアアップ補助金、 保育サービス推進事業補助金、宿舍借上げ事業補助金等								
経過		保育園名 ・上尾久保育園 ・汐入とちのき保育園 ・南千住さくら保育園 ・はなみずき保育園 ・南千住保育園 (令和7年度に現指定管理者から引継ぎを行い、8年度から新たな指定管理者による運営を予定) ・南千住七丁目保育園 ※タヤけこやけ保育園（指定管理者「社会福祉法人教信精舎」）については、令和5年4月から公私連携型保育所に移行・民営化したため、令和5年3月末に指定管理者による保育所の管理運営を終了した。 委託開始時期 平成16年4月 平成16年4月 平成16年4月 平成18年1月 平成23年4月 平成24年7月 受託法人 指定管理者「社会福祉法人上智社会事業団」 指定管理者「東京都福祉事業協会」 指定管理者「社会福祉法人上智社会事業団」 指定管理者「株式会社こどもの森」 指定管理者「社会福祉法人上智社会事業団」 指定管理者「社会福祉法人東萌会」								
必要性		行財政の効率化を図りながら多様な保育需要に対応していく必要性がある。								
実施方法		(3委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 区と指定管理者の協定書に基づく、指定管理者による保育所の管理運営								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	公設民営保育所数	7	7	6	6	6	各年度4月1日現在		
	②	実施定員	981	945	759	749	749	各年度4月1日現在		
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
6年度		7年度								
継続		継続		現状の内容で継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		2,137,673	2,133,269	1,801,735	1,741,974	1,703,723	1,407,944	1,372,969
決算額（6年度は見込み）		1,969,488	1,924,312	1,636,134	1,558,798	1,524,763	1,327,843	1,372,969
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	公設民営保育所数	8	8	7	7	7	6	6
	延べ在籍児童数	13,836	13,720	11,386	10,844	10,131	8,161	8,089
	月平均在籍児童数	1153.0	1143.3	948.8	903.7	844.2	680.1	674.1
	在籍率	96.30%	97.14%	94.59%	92.12%	89.33%	89.65%	90.00%

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	4,445	6,051	1,606	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,524,763	1,327,843	▲ 196,920		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,017	758	▲ 259
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	86,801	62,139	▲ 24,662
		減価償却費	45,283	23,561	▲ 21,722		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	70	5	▲ 65		行政収入合計(a)	87,818	62,897	▲ 24,921
		賞与・退職給与引当金繰入額	349	652	303		行政収支差額(a)－(b)=(c)	▲ 1,487,092	▲ 1,295,215	191,877
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	▲ 3,834	▲ 3,441	393
行政費用合計(b)		1,574,910	1,358,112	▲ 216,798	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,490,926	▲ 1,298,656	192,270	
特別費用(g)		21,481	1,053	▲ 20,428	特別収入(f)		20,981	0	▲ 20,981	
特別収支差額(f)－(g)=(h)		▲ 500	▲ 1,053	▲ 553	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,491,426	▲ 1,299,709	191,717	

備考	行政費用のうち9割以上を運営委託料にあたる物件費が占めている。夕やけこやけ保育園の私立化に伴い、物件費が減少しているが、国基準運営費の増額改定による影響で1園当たりの費用は増加した。行政収入のうち保育料収入にあたる使用料及び手数料は、夕やけこやけ保育園の私立化に伴い減少した。
----	--

問題点	・保育の実施状況について、定期的な現地訪問により、区基準を満たす職員が配置されていることを確認するとともに、適切な運営の実施及び保育の質の向上を図る必要がある。 ・公私連携型保育所への段階的な移行を検討する必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	指定管理運営事業者との調整を図り、適切な運営の実施及び保育の質の向上を図る。	適切な運営の実施及び保育の質の向上を図るため、現地確認の回数を増加する等、保育の把握に努めた。	引き続き、指定管理運営事業者との調整を図り、適切な運営の実施及び保育の質の向上を図る。
②			
③			

他 区 状	(実施 21 区		未実施 1 区		不明 0 区)	
	公設民営化の状況 未実施区：千代田区					

状況の実	
況議会 ()	令和元年決特 令和4年6月会議 指定管理保育園の運営費について 公私連携型保育所移行への基本指針

要旨)

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	扶助費（私立保育園・他区委託保育分運営費支出）		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	櫻井		
			担当者名	島田	内線	3843		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-04-01		扶助費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 22	（ 1947 ）	年度	根拠	児童福祉法第24条第51条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	子ども・子育て支援法第27条第28条附則第6条			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	保護者の就労等のため保育が必要な児童の保育を実施することにより、児童福祉の向上を図る。							
対象者等	荒川区の児童を保育している区内の私立保育園等及び区外の私立・公立保育園等（6年度（4月現在）私立保育園41施設、保育所型認定こども園2施設、地域型保育事業6施設）							
内容	私立保育園等及び他区委託保育園等に対し、子ども・子育て支援法に基づく委託費及び国基準の上乗せとしての旧都加算基準に基づく運営費を支払う。 ・国基準運営費 園の運営規模別に一律に設定された単価により、園毎に算出した保育園運営費 ・旧都加算基準運営費 零歳児保育特別対策、標準時間保育、障害児保育等に対応するために要する人件費等 ※他特別区、都下市町村の保育委託分について、私立保育園は国・都分（包括化単価のみ）とも支払うが、公立保育園は国分のみ支払う。都外については、条例等で特に定めがある自治体に支払う。							
経過	私立認可保育園の増減等の経過 令和2年度 小台橋保育園（区立保育園から民営化）、タムスわんぱく保育園荒川（開設）、ピノキオ幼児舎東尾久保育園（開設）、大空と大地のなーさりい荒川西尾久園（開設） 令和3年度 聖華ひなた保育園（開設）、オレンジナーサリー（開設）、さくらさくみらい西日暮里（開設） 令和4年度 なかよし保育園（開設）、ピノキオ幼児舎南千住園（閉所）、細田保育室（閉所） 令和5年度 宮前花と緑の保育園（区立保育園から公私連携型保育所）、夕やけこやけ保育園（公設民営保育園から公私連携型保育所）、黒川幼稚舎（認可外保育所から移行）、MIRATZ東尾久保育園（認証保育所から移行） 令和6年度 黒川幼稚舎分園（開設）							
必要性	私立保育園の保育水準を区立保育園と同水準に保ち、保育の質の安定化を図る必要性がある。							
実施方法	（ ☐ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 保育園に、毎月初日在籍者数に応じて所要額を算定し、月毎に支払う。 （私立保育園分は直接保育園へ月毎に、区外公立（委託分）は自治体へ1年分をまとめて支払う。）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	①	区内私立保育園数	46	47	49	49	49	認定こども園、地域型保育事業含む（各年度4月1日現在）
	②	実施定員	3,667	3,816	4,089	4,110	4,100	各年度4月1日現在
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	現状の内容で継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		4,973,774	5,488,425	6,170,174	6,455,980	6,740,729	7,498,976	7,545,312
決算額（6年度は見込み）		4,509,253	5,205,362	5,778,154	6,092,404	6,317,595	7,197,065	7,545,312
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	区内私立在籍児延数（受託児除く）	29,915	34,742	38,504	39,544	40,096	44,467	44,486
	区外私立在籍児延数	290	343	290	365	272	341	312
	区外公立在籍児延数	121	130	121	92	124	98	118

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	保育園運営費	6,317,595	扶助費	保育園運営費	7,197,065	扶助費	保育園運営費	7,529,010
						委託料	給付費等申請システム構築委託	16,302

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	6,838	6,956	118	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	2,095,763	2,376,486	280,723
		維持補修費	0	0	0		都支出金	969,415	1,258,115	288,700
		扶助費	6,317,595	7,197,065	879,470		分担金及び負担金	409,976	409,783	▲ 193
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	26,975	26,975		その他	750	0	▲ 750
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	287	796	509		行政収入合計(a)	3,475,904	4,044,384	568,480
		賞与・退職給与と引当金繰入額	537	750	213		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,849,353	▲ 3,188,158	▲ 338,805
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		6,325,257	7,232,542	907,285	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,849,353	▲ 3,188,158	▲ 338,805
	特別費用(g)		584	338	▲ 246	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		▲ 584	▲ 338	246	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,849,937	▲ 3,188,496	▲ 338,559

備考	行政費用のうち扶助費は、施設数の増加及び国の基準単価改定等により約9億円増加した。減価償却費については、公私連携型保育所の固定資産に係るものである。行政収入のうち国庫支出金及び都支出金については、扶助費を基礎として算定される交付金であるため扶助費の増加に伴い交付額が増加した。
----	--

問 区内の各保育園を同一水準に保つ必要があり、公立保育園及び公設民営保育園、私立保育園と密接な連携をとりながら適切に執行する。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区内保育園を同一水準に保ち、保育の質の安定化を図るため、各保育園と密接な連携をとりながら適切に執行する。	保育の質の安定化に向け、区内の各保育園と密接な連携をとりながら適切に執行した。	引き続き、区内の各保育園の水準を同一に保つため、各保育園や支援担当と連携をとりながら執行する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	

況 議 会 要 質 問	平成11年三定	三河島母の会借地問題
	平成11年三定	待機児童解消
	平成14年二定	小台橋小学校跡地について、小台保育園の代替施設として最適と考える。
	令和元年決特	運営費について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-10		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	認可保育園事務費（区立・公民・私立）		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	櫻井		
			担当者名	福地	内線	3825		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-04-02	入園相談事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 22（ 1947 ）	年度	根拠	児童福祉法第24条・第51条				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ） 年度	法令等	子ども・子育て支援法				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	子ども・子育て支援法に基づき保育の必要性の認定を受けた児童について、児童福祉法第24条に基づき、保育を必要とする乳幼児の保育の利用調整及び実施の決定を行う。							
対象者等	認可保育園等入園申請者（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業）							
内容	以下の手続きに必要な申請書、納入通知書、連絡用封筒等の印刷及び事務用品等の購入を行う。 ・子ども・子育て支援法に基づく、保育の必要性の認定 ・児童福祉法に基づく認可保育園等の入所相談、受付及び利用調整 【入園手続】 1 申込み（入園を希望する月の前月の10日ごろまで） 2 認定・調査（担当係員による勤務先調査等） 3 審査（毎月20日ごろ実施） 4 面接・健康診断（内定保育園にて実施） 5 入園決定（入所承諾通知及び不承諾通知の発送） ・児童の年令等に応じて定める保育費用の徴収							
経過	平成9年 児童福祉法の改正により入所方法が措置から選択制へと変わる。 措置…保育の必要性を市町村長が判断し、法律に基づいた「措置権」という権限で、保育をすることと保育所を決めていた。 選択制…入りたい保育所を保護者が選んで決める。 平成27年4月 子ども・子育て支援新制度の施行により、入所審査から利用調整となった。 平成14年10月 保育料の口座振替を開始。 利用率…R1年12月 96%（※2,234件中2,149件）※幼児教育・保育の無償化による減 R2年12月 93%（2,152件中2,010件） R3年12月 92%（2,112件中1,946件） R4年12月 95%（2,123件中2,016件） R5年12月 95%（1392件中1322件）※第2子無償化による減 令和元年10月 3～5歳児及び0～2歳児の非課税世帯を対象に幼児教育・保育の無償化開始 令和5年10月 第2子を対象に保育料の無償化開始、認可保育園申込の電子申請を開始							
必要性	就学前児童人口は減少傾向にあるが、様々な家庭環境により、児童福祉の観点から保育園が担う役割は大きく、地域での子育てを維持していくため必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 待機児童数	21	0	0	33	0	各年4月1日時点	
	② 実施定員	6,117	6,209	6,190	6,160	6,115	各年4月1日時点	
③ 認可保育園利用児童数	5,537	5,444	5,552	5,596	5,500	各年4月1日時点		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	地域のニーズに応じた保育の量及び保育の質を維持していくため、継続する。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		4,237	15,805	5,121	5,348	5,560	9,751	18,622
決算額（6年度は見込み）		3,177	14,084	4,201	4,556	4,371	8,941	18,622
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	定員児童数（4月）	5,530	5,805	5,931	6,117	6,209	6,190	6,160
	入園申込み者数（4月）	1,525	1,466	1,398	1,367	1,247	1,367	1,437
	新規入所児童数（4月）	1,248	1,206	1,155	1,126	1,040	1,147	1,168
	収納率＝収入済額÷調定額	99.43%	99.51%	82.89%	97.60%	99.71%	99.75%	99.75%

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用品、印刷費	955	需用費	事務用品、印刷費	963	需用費	事務用品、印刷費	969
役務費	通信費、収納手数料	1,001	役務費	通信費、収納手数料	1,194	役務費	通信費、収納手数料	1,689
委託料	入所選考システム保守委託等	2,415	委託料	保育システム改修委託等	6,784	委託料	入力業務委託・システム保守等	15,964

(単位: 千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	75,794	77,085	1,291	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4,371	8,941	4,570		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	4,544	4,544
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	4,544	4,544
		賞与・退職給与引当金繰入額	5,949	8,308	2,359		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 86,114	▲ 89,790	▲ 3,676
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		86,114	94,334	8,220	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 86,114	▲ 89,790	▲ 3,676
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 86,114	▲ 89,790	▲ 3,676

備考	本事業は、入園相談等の相談調整業務が主であるため、行政費用の殆どを職員の人件費等にあたる給与関係費が占めている。
----	--

問題点	・社会情勢や地域の保育ニーズを踏まえた定員設定や利用調整 ・待機児童の解消 ・保育料滞納対策の実施
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各地区の保育需要に応じて、定員や利用児童数の適正化を図る。	地区の状況に応じた柔軟な定員調整により、令和5年度についても待機児童数はゼロとなった。	社会情勢や地域の保育ニーズを踏まえた定員設定や利用調整により、待機児童の解消に努めていく。
②	保育料の収納率は、令和4年度以降99%以上となっているが滞納繰越分についても、引き続き粘り強く納付を促していく。	WEBでの口座登録を開始し、より保育料を納付しやすい環境の整備を図った。	コールセンターによる架電、SMS、訪問を組み合わせ、きめ細やかな保育料滞納対策を実施していく。
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施		22	区	未実施		0	区	不明		0	区）

況 (要旨)	平成28年度9月会議	来年四月の保育園入園希望者の想定と待機児童ゼロを実現のための対策の強化
	平成28年度2月会議	保育園待機児の緊急対策とより良い保育について
	平成29年度9月会議	さらなる子育て支援の拡充について
	平成29年度2月会議	待機児童解消に向けた保育園の拡充、入園決定通知書の早期発送
	令和6年度6月会議	待機児童発生に対する区の対応と今後について

事務事業分析シート（令和6年度）										
No1										
事務事業コード		10-03-11		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		家庭福祉員事業		部課名		子ども家庭部保育課		課長名		
				担当者名		上條		内線		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-11-01		家庭福祉員事業費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）				☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 54（ 1979 ）年度		根拠		都家庭的保育事業等実施要綱、区家庭福祉員制度運営及び運営費補助金交付要綱				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等						
実施基準		☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		02		保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的		親子関係と可能な限り同様の家庭環境での保育を望む保護者のために、生後3か月以上3歳未満の乳幼児を対象に保育を行うことにより、児童の福祉向上を推進することを目的とする。								
対象者等		家庭福祉員 令和6年4月1日 13名 家庭福祉員を利用する保護者								
内容		就労等のため保育を必要とする家庭に代わって、生後3か月以上3歳未満児を対象に、区の認定した家庭福祉員が家庭的な環境の中で、保護者の委託を受けて保育を行う。（保育料：0歳児月25,000円、1～2歳児月20,000円等） ・補助内容 児童補助・施設管理費・賠償責任保険料・補助者雇上補助・期末援助費・環境整備費・自主研修費 ・乳児3：家庭福祉員1の保育は家庭福祉員によっては困難であり、14年度から乳児2：家庭福祉員1の制度も設定して増員を図る。 ・平成14年度から児童補助1人当たり月70,600円から85,000円に増額し、家庭福祉員の増員を図る。 ・平成20年度から第3子以降の委託児につき保育料等について、要綱上で無料とした範囲において、全額を補助し、保護者の負担軽減を図る。また平成24年度から認可保育園保育料との差額を補助。								
経過		昭和54年 区事業として開始（都は昭和44年に要綱を制定） 平成22年4月施行 児童福祉法改正により、家庭的保育事業として法内事業となる。 令和元年10月 幼児教育・保育の無償化が開始 令和4年2月 荒川区認証保育所等保育従事職員等処遇改善事業補助金が始動。 令和4年12月 家庭福祉員制度運営及び補助金交付要綱に規定。 令和4年8月 荒川区子育て施設等における物価高騰緊急対策補助金交付要綱対象。 令和5年10月 第2子以降保育料減額が開始								
必要性		地域における保育サービスの一翼を担っており、家庭的な環境下での保育という特色あるサービスを提供していることから、必要性は高い。								
実施方法		☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 保護者の委託申請を受け、区での審査を行い、保育の必要性があると認められた場合に紹介状を発行する。その後、保護者と家庭福祉員との間で直接契約を締結する。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)			
	①	保育実施率（％）	81.1	80.2	84.0	84.0	100.0	延べ保育実施数/延べ保育定数		
	②	家庭福祉員数（人）	18	17	14	13	13			
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
6年度		7年度								
推進		推進		多様な保育ニーズに応えるうえで重要な保育資源であり、推進する。						

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費等	85	需用費	消耗品費等	98	需用費	消耗品費等	421
役務費	感謝状筆耕	12	役務費	感謝状筆耕	4	役務費	感謝状筆耕	8
委託料	採便検査	18	委託料	採便検査	30	委託料	採便検査	182
備品購入費	初度調弁・買替用備品購入費	57	備品購入費	初度調弁・買替用備品購入費	170	備品購入費	初度調弁・買替用備品購入費	190
負担金補助等	家庭福祉員等補助	66,144	負担金補助等	家庭福祉員等補助	57,900	負担金補助等	家庭福祉員等補助	65,776

備考	行政費用のうち9割以上を家庭福祉員への運営補助金にあたる補助費等が占めている。 国庫支出金及び都支出金の減については、新型コロナウイルス対策や物価高騰対策に係る補助金の減によるものである。
問題点・課題	・家庭福祉員の孤立感の解消、負担軽減を図るため、巡回員等の支援や近隣の保育園（拠点園）、子育て交流サロン等との連携が必要である。 ・家庭的保育事業（国制度）への段階的な移行について、希望者に対し支援していく必要がある。

他 区 の 実 況	（実施 7 区 未実施 11 区 不明 4 区）							
	実施のうち目黒・大田・江東区の3区は都制度のみ、杉並・北・文京・台東の4区は荒川区と同じく都制度と新制度（国制度）がある。 未実施の11区は新制度（国制度）。不明のうち江戸川・世田谷は独自（区）の事業。							
議 会 （ 要 質 問 状	平成30年2月会議 保育ママの人員拡大のため、働きやすい環境の整備 令和2年予特 待機児童解消が進む中での認証保育所・家庭福祉員のあり方について 令和4年6月会議 保育ママへの最低保障							

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	認証保育所助成事業費		部課名	子ども家庭部保育課		課長名	櫻井	
			担当者名	二見		内線	3845	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-12-01	認証保育所助成事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	荒川区認証保育所事業実施要綱及び運営費等補助要綱等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	02 保育・幼児教育の環境整備と質の向上						
目的	東京都が独自の設置基準をもって認証する「認証保育所」の運営費等を補助し、0歳児保育や13時間以上の開所など多様な保育ニーズに対応し、待機児童の解消を図る。							
対象者等	荒川区民（児童）を受け入れている、都の認証を受けた区内外の認証保育所事業者及び対象委託児童							
内容	・乳幼児保育推進加算（区単独） 区内B型園で4～8月の在籍児童数が前年度3月在籍区内児童数を下回った場合にその児童数の差分の運営費補助を加算（1人当たり月額33,500円） ・平成19年度 入園料（10,000円）・保育料 月額0歳児：13,000円、1,2歳児：12,000円、3歳児以降：11,000円を対象児童の保護者に補助平成24年度入園者より認可保育園保育料との差額を補助 ・平成20年度 第3子以降の児童の保育料について月220時間までの分を全額補助 ・平成22年度 保育従事者の健康診断・腸内診断料につき経費の1/2を補助 ・平成25年度 児童1人につき1,000円の蔵書充実推進補助 ・平成25・26年度保育従事職員等処遇改善 ・平成27年度 保育士等キャリアアップ、保育力強化事業補助 ・平成28年度 保育従事職員宿舍借上支援事業補助 ・平成30年度 運営費における技能・経験に着目した加算、修繕費補助 ・令和元年度10月 幼児教育・保育の無償化開始 ・令和3年度 保育従事職員等処遇改善補助 ・令和4年度 1歳児受入促進加算 ・令和5年度 乳幼児保育推進加算を増額（1人当たり月額59,000円）、同10月 第3子以降保育料補助を第2子以降に拡大							
経過	【区内認証保育所】 昭和52年 4月 かがや保育園開園⇒平成14年4月 認証B型へ移行 昭和54年 4月 カナリヤ保育園開園⇒平成15年4月 認証B型へ移行 平成11年12月 キッズステーションのびのび保育室開園⇒平成14年4月 認証B型へ移行 平成15年 7月 キッズガーデン保育園開園（B型） 平成17年 4月 花さと保育園開園（A型） 平成18年 9月 あっぷる園開園（B型） 平成23年 4月 ぽけっとランド南千住開園（A型） 平成28年 6月 みらく保育園開園（A型）							
必要性	認証保育所は認可保育園と同様に保育需要に応じるため必要な施設であり、保育の充実や健全な保育所運営を補助する面から、この助成事業の必要性は高い。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 運営費補助金を月単位で支出。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	区内認証保育所における荒川区児童の在籍率	72.31	79.80	87.66	87.66	87.66	延べ入園児童数／延べ保育所定員
	②	区内認証保育所児童数月平均（荒川区児童）	181	160	157	157	151	延べ保育実施数／12
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	多様な保育ニーズに応えるうえで重要な保育施設であるため、継続して推進していく。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	11,903	6,608	▲ 5,295	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	36	40	4		国庫支出金	6,350	5,244	▲ 1,106
		維持補修費	0	0	0		都支出金	112,776	95,001	▲ 17,775
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	416,460	374,564	▲ 41,896		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	40	2	▲ 38
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	119,166	100,247	▲ 18,919
		賞与・退職給与引当金繰入額	934	712	▲ 222		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 310,167	▲ 281,677	28,490
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	429,333	381,924	▲ 47,409		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 310,167	▲ 281,677	28,490
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 310,167	▲ 281,677	28,490		

備考	行政費用のうち9割以上を認証保育所の運営費等補助金にあたる補助費等が占めている。 行政費用の補助費等の差額については、令和4年度から認証保育所が1園減少したため運営費等補助金が減少したことによる。
----	--

問題点	・認証保育所の社会的位置づけが必要不可欠な存在であることを踏まえ、ハード・ソフト両面での指導、支援体制を充実させる必要がある。 ・子ども子育て支援新制度実施に伴い、認証保育所の認可移行など今後のあり方について事業者の意向等も踏まえ、検討・支援する必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、保育巡回相談員による巡回指導を実施し、保育の安全性の確保を図っていく。	保育施設が所在するエリアごとに保育巡回相談員を配置し、定期的に巡回指導することで、安全で質の高い保育実施に努めた。	引き続き適切に巡回指導を行うことで、保育の安全性の確保に努めていく。
②	引き続き、認可移行を希望する園に適切な支援を行う。	認可移行を希望する園は無かった。	認可移行等の保育事業実施に係る相談について今後も適切に支援していく。
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	

況 議 会 質 問 状 態 (要旨)	平成14年3定	駅前保育所の整備促進について	平成14年4定	未認可保育室への支援について
	平成20年予特	じゃんぐる保育園関係の質問	平成25年3定	認証保育所への支援について
	令和2年予特	待機児童解消が進む中での認証保育所・家庭福祉員のあり方について		
	令和4年決特	乳幼児保育推進加算（区単独）の増額		
	令和5年11月会議	保育料補助金の償還払いの見直し、園児への健康診断及び歯科検診費用の助成		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-13		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	緊急一時保育事業費		部課名	子ども家庭部保育課		課長名	櫻井	
			担当者名	石川		内線	3847	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-13-01		緊急一時保育事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 53	（ 1978 ）	年度	根拠	荒川区緊急一時保育事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	保護者の入院、出産、死亡等の一時的かつ緊急な場合に、保育を必要とする乳幼児を認可保育園、認証 保育所で保育することにより保護者の育児に関する負担の軽減と不安の解消を図る。							
対象者 等	緊急一時保育の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす児童 ①区内在住又は区外在住で区長が必要性を認めたもの（里帰り出産等）②生後3か月以上就学前までの集 団保育が可能な児童 ③保育入所基準に適合するもの							
内容	【内容】 認可保育園及び認証保育所などの定員に空き枠がある場合に限り、原則として1か月児童を保育する。 【保育時間】 午前9時～午後5時 ※ただし保育園が受入可能な場合、時間外保育を行う（別料金） 【費用】 保護者は区に対し保育料を支払う。区は私立・公設民営保育園及び認証保育所に対し委託料を支払う。 ○保護者負担 区内に住所を有する児童 1,500円／日、時間外150円／30分 区外に住所を有する児童 2,500円／日、時間外150円／30分 ○委 託 料 0歳児 6,000円／日、1歳児以上 4,000円／日、時間外300円／30分							
経過	昭和53年度 事業開始 平成10年度 保護者が区外在住で、保護者の親が区内在住者の場合、保護者の出産又は保護者の 病気のほか、保護者の死亡、失踪、入院等の事項を追加 平成27年度 子ども・子育て支援法施行等に伴い、原則の保育時間を午前9時～午後5時に変更 令和元年度 10月から幼児教育・保育の無償化が開始							
必要性	核家族化により、家族などによる支援が受けられない在宅子育て世帯に対し、必要な事業である。							
実施 方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ☒ 区立保育園 保育課申請受付－決定－入園 ☒ 私立保育園、公設民営保育園、認証保育所 保育課申請受付－決定－紹介							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	延べ利用日数	510	385	428	441	450	
	②	受入園数	44	44	44	51	55	受入可能な認可保育園数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続		継続	家族などによる支援が受けられない在宅子育て世帯に対し、支援を継続 する必要がある。					

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			3,999	3,593	3,846	3,688	3,591	3,453	1,865
決算額（6年度は見込み）			3,971	2,913	1,366	1,192	1,110	1,287	1,865
実績 の 推移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	延べ利用日数		1,348	1084	550	510	385	428	441
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	児童補助負担金	1,110	委託料	児童補助負担金	1,273	委託料	児童補助負担金	1,253	
			負担金補助等	利用料償還払い	14	負担金補助等	利用料償還払い	612	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	684	696	12	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,110	1,273	163		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	14	14		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	681	510	▲ 171
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	681	510	▲ 171
		賞与・退職給与引当金繰入額	54	75	21	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,167	▲ 1,548	▲ 381	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	1,848	2,058	210	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,167	▲ 1,548	▲ 381	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,167	▲ 1,548	▲ 381		

備考	行政費用のうち約6割を物件費が占めており、当事業の区負担分にあたる児童の委託料である。 また、その他の収入の減は、緊急一時保育料について、令和5年10月から第2子無償化に伴い区で徴収する費用が減少したことによる。
----	--

・通常の保育需要と緊急一時による保育需要が、年間を通じて保育園に空枠が少ない0～2歳に集中しており保護者が希望する保育園を利用することが難しい。引き続き、受入園数を増やし、受入枠を増やす必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新設保育園及び既存未契約保育園と 新規契約へ向け、協議していく。	実施園数の変動はないが、保護者が 希望園を利用できるよう積極的に調 整を行い園における事業実施が円滑 に行われるよう丁寧に調整した。	既存未契約保育園と新規契約へ向 け、協議していく。また、可能な 限り保護者が希望園を利用でき るよう園に働きかけていく。
②			
③			

其他	(实施 21 区	未实施 1 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実況

議 程	平成26年予特 緊急一時保育の延長利用について
-----	-------------------------

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		10-03-14		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		一時保育事業		部課名		子ども家庭部保育課		課長名		櫻井			
				担当者名		辻		内線		3822			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-14-01		一時保育事業費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 17（ 2005 ）年度		根拠		荒川区一時保育事業等実施要綱、東京都一時保育事業等事業費補助要綱							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☐ 法令基準内		☒ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画		☐ 非計画	
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		01		多様な子育て支援の展開							
目的		児童福祉法第24条に定める保育の対象児童以外の児童を、区内の認可保育所において一時的に保育をすることにより、家庭における育児を支援し、もって児童及び保護者の福祉の増進を図ることを目的とする。											
対象者等		一時保育の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす児童とする。 ・区内に居住していること。・生後6か月以上から小学校就学前までの者であること。・健康であり、かつ集団保育が可能な者であること。											
内容		・一時保育を受けることができる事由…保護者の冠婚葬祭出席、地域・学校等の行事参加、一時的な研修・講習への参加、育児疲れの解消等 ・実施施設 一時保育専用スペースを有する保育園13園及び通常保育の定員に空枠のある区立保育園9園 私立保育園2園 ・実施方法 （1）実施日 保育園の開所日 （2）利用限度 1世帯につき1月あたり10日以内 （3）保育時間 公設公営保育園 8時30分から17時まで 公設民営・私立保育園 9時から17時まで （4）費用 4時間以内2,000円、4時間超6時間以内3,000円、6時間超4,000円（23.8より） ※費用は、私立及び公設民営保育園は各園に支払い、区立直営園は区に納付する。 ・令和元年10月から開始された幼保無償化制度の対象事業であり、要件を満たせば保育料（給食費300円は対象外）が無償となる。											
経過		専用室：（区立）第二東日暮里保育園（H19.7開設）、西日暮里保育園（H21.7開設）、汐入こども園（H22.6開設）、（公設民営）南千住保育園（H22.7開設）、南千住七丁目保育園（H24.10開設）、（私立）上智厚生館保育園（H19.10開設）、南千住駅前保育所（H23.10開設）、にじの樹保育園（H26.4開設）、町屋保育園（H27.4開設）、東日暮里わんぱく保育園（H29.4開設）、上智聖ローザ保育園（H30.6開設）、聖華ひなた保育園（R3.4開設）、宮前花と緑の保育園（R5.4開設） 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始											
必要性		在宅で育児をする保護者の心身のリフレッシュ等を図ることで、育児に伴う負担感を軽減し、安心して子育てができる環境を整備していく必要がある。											
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 私立保育園、公設民営保育園については補助金を支出（295,000円／月・園）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)					
	①	延べ利用者数（4時間以内）	1,039	1,125	1,218	1,218	1,500						
	②	延べ利用者数（4時間超）	3,493	4,154	4,707	4,707	5,000						
③	利用率（％）	25.8	30.0	34.8	34.8	40	延べ利用者数／延べ受入可能数						
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
6年度		7年度											
重点的に推進		重点的に推進		在宅育児家庭における子育ての負担軽減のため重点的に推進する。									

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		51,522	55,104	68,784	71,759	66,720	66,450	71,935
決算額（6年度は見込み）		49,988	50,190	48,123	63,670	64,316	61,362	71,935
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	延べ利用者数（4時間以内）	1,384	1,190	608	1,039	1,125	1,218	1,218
	延べ利用者数（4時間超）	4,678	4,406	2,000	3,493	4,154	4,707	4,707

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	22,512	報酬	会計年度任用職員報酬	20,409	報酬	会計年度任用職員報酬	23,399
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	4,481	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	4,136	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	9,069
共済費	会計年度任用職員共済費	2,593	共済費	会計年度任用職員共済費	2,514	共済費	会計年度任用職員共済費	3,001
旅費	会計年度任用職員費用弁償	410	旅費	会計年度任用職員費用弁償	427	旅費	会計年度任用職員費用弁償	490
需用費	消耗品費	1,149	需用費	消耗品費	166	需用費	消耗品費	176
負担金補助等	一時保育事業助成費等	33,170	負担金補助等	一時保育事業助成費等	33,710	負担金補助等	一時保育事業助成費等	35,800

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	31,275	27,002	▲ 4,273	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,559	593	▲ 966		国庫支出金	12,899	12,249	▲ 650
		維持補修費	0	0	0		都支出金	13,152	12,370	▲ 782
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	33,170	33,710	540		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	6,382	7,547	1,165
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	32,433	32,166	▲ 267
		賞与・退職給与引当金繰入額	191	434	243		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 33,762	▲ 29,573	4,189
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		66,195	61,739	▲ 4,456	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 33,762	▲ 29,573	4,189
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 33,762	▲ 29,573	4,189	

備考	行政費用のうち約5割を一時保育事業助成費にあたる補助費等が占めている。行政収入のその他は区立保育園分の保育料収入として計上しており、利用者が増えたことから増額となった。
----	--

問題点・	・平成28年度から、1月当たりの利用限度を1世帯につき月10日までに拡大させたこともあり、今後も専用スペースでの実施園を拡大し、利用者の利便性向上を図る必要がある。 ・本事業実施園が、引き続き安定して事業を運営できるように、事業者と調整を行う。 ・子ども誰でも通園制度を実施した場合、当該制度と一時保育事業との住み分けを明確にする必要がある。
------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	子ども誰でも通園制度について、他区の実施状況等の情報を収集する。	23区において実施している区が少なく、収集した情報がほとんどなかった。	引き続き、子ども誰でも通園制度について、他区の実施状況等の情報を収集する。
②	事業者と連携し、引き続き、実施園の拡大等整備を図る。	専用スペースでの実施園数の変動はなかったが、空枠利用は2園が新たに開始した。事業者と連携し、チラシやHP等も修正を行った。	引き続き、事業者と利用状況などを共有し、実施園の拡大や利用者の利便性の向上、利用率増加を図る。
③	事業者が円滑に事業実施できるよう、適切な支援を行う。	専用スペース実施園とは、電話にて利用者や事業者の声等を把握し支援を行った。園からの相談を受けた際は、丁寧に対応した。	引き続き、事業者が円滑に事業実施できるよう適切な支援を行う。園への訪問や、空枠実施園とも調整を行う。

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	

況 議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	平成16年四定	在宅で育児をしている家庭に対して、産後支援ヘルパー、一時保育、ショートステイ事業を実施すべき
	平成17年一定	子供を育てやすい環境を徹底的に整備すること（一時保育等の在宅育児支援の実施にあたっては自由に利用できるような条件設定をすべき）
	令和2年予特	利便性の向上について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-15		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	保育園安全見守り事業		部課名	子ども家庭部保育課		課長名	櫻井	
			担当者名	渡邊		内線	3844	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-03-02	保育園安全見守り事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	なし			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	04	犯罪をゆるさないまちづくりの推進					
目的	保育園の防犯上の不安を解消し、安全性を向上させるため、保育園及び周囲の安全点検、園児、保護者の降園に際しての安全確保を図るため、保育園に園児見守り確認推進員を各園に1名配置する。							
対象者等	区内各保育施設							
内容	・実施内容 園児見守り確認推進員を配置し、保育園内部及び周囲の安全点検、保育園児童及び保護者の帰宅に際して、安全確認を行う。 ・実施時間 おおむね17時から19時30分まで ・支払い等 支払いは四半期ごとの概算払いとし、実績に基づき精算を行う。							
経過	平成18年度 事業開始 平成30年4月 公立保育園13、公設民営保育園8、私立保育園32 計53か所 平成31年4月 公立保育園12、公設民営保育園8、私立保育園38 計58か所 令和02年4月 公立保育園12、公設民営保育園7、私立保育園42 計61か所 令和03年4月 公立保育園12、公設民営保育園7、私立保育園45 計64か所 令和04年4月 公立保育園12、公設民営保育園7、私立保育園47 計66か所 令和05年4月 公立保育園11、公設民営保育園6、私立保育園50 計67か所 令和06年4月 公立保育園11、公設民営保育園6、私立保育園50 認証保育所8 計75か所							
必要性	保育園においては、11時間の開所を基本に延長保育実施園も拡大し、降園が夜遅くなることから、保育園の防犯上の不安を解消し、園児の安全を守るために必要な事業である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	1 委託先 社団法人荒川区シルバー人材センター 2 委託料 複数単価契約 2,760円（2時間30分の場合 税抜）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	安全見守り実施施設数	64	66	67	75	75	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	保育園児の安全確保のために継続して推進する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	46,683	45,701	▲ 982		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	23,135	24,788	1,653
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	23,135	24,788	1,653
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 23,548	▲ 20,913	2,635
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	46,683	45,701	▲ 982		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 23,548	▲ 20,913	2,635
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 23,548	▲ 20,913	2,635		

備考	行政費用の全てを見守り業務委託料等にあたる物件費が占めている。なお、令和5年度の物件費の減少については、令和5年7月から全園土曜日の見守り確認業務の実施がなくなったことにより生じたものである。
----	--

問題点	・ 保育園や地域と連携して、安全対策に向けた仕組みを作る必要がある。 ・ 保育園見守り確認推進員が高齢のため、感染症や熱中症等への対策の強化ならびに日々の健康状態を常に考慮する必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	降園時の園児の道路への飛び出し抑制を主に、安心して降園できるよう、関係者との連携を深める。	報告案件と思われる事案があった際の園やシルバー人材センターとの連携について見直し、改善に務めた。	引き続き、降園時の園児の道路への飛び出し抑制を主に、安心して降園できるよう、関係者との連携を深めていく。
②	感染症等の対策を常に意識し、見守り推進員の体調管理について留意する。	就業前の検温や手指消毒、就業中のマスク着用を常に心がけ、体調不良の場合は代替を速やかに手配した。	感染症や熱中症対策を常に意識し、見守り推進員の体調管理について留意する。
③			

其他	(实施 0 区 未实施 22 区 不明 0 区)
----	----------------------------

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-16		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	地域子育て交流サロン事業（保育課）		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	櫻井		
			担当者名	佐々木	内線	3828		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-06-02	地域子育て交流サロン事業（保育課）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 21	（ 2009 ）	年度	根拠	荒川区地域子育て交流サロン事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画		☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりの場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図る。							
対象者等	在宅で子育てをしている0歳から概ね3歳までの乳幼児とその保護者							
内容	事業内容 ・すべての子育てをしている保護者同士の交流の場及び子どもの遊び場の提供 ・子育て家庭の保護者等に対する相談、助言等の援助 ・子育て家庭に対する育児に関する情報提供、地域子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援							
	実施場所（連携型のみ） ・熊野前保育園、南千住駅前保育所、南千住七丁目保育園、にじの森保育園、日暮里保育園							
経過	平成20年7月 熊野前保育園に開設 平成23年10月 南千住駅前保育所に委託 平成24年10月 南千住七丁目保育園に委託 平成29年4月 にじの森保育園に委託 平成31年4月 日暮里保育園に委託							
必要性	子育て家庭の交流や子育て相談により保護者の育児不安や孤立化の解消を図る在宅育児支援事業として大きな役割を果たしている。							
実施方法	☐ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 南千住駅前・南千住七丁目・にじの森・日暮里保育園は委託、熊野前は会計年度任用職員により直営で実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	地域子育て交流サロン利用者数	6,330	9,116	10,887	12,000	14,000	連携型のみ
	②	地域子育て交流サロン設置数(力所)	5	5	5	5	5	連携型のみ
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
重点的に推進		重点的に推進		子育ての楽しさを共有するとともに、在宅育児家庭の育児不安や孤立化等の解消を図るため、また養育困難などで相談に訪れる保護者の相談先となるため、重点的に推進する。				

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	3,806	報酬	会計年度任用職員報酬	3,904	報酬	会計年度任用職員報酬	3,998
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	742	職員手当等	会計年度任用職員期末手当等	813	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	1,551
共済費	会計年度任用職員共済費	499	共済費	会計年度任用職員共済費	490	共済費	会計年度任用職員共済費	565
旅費	会計年度任用職員費用弁償	38	旅費	会計年度任用職員費用弁償	37	旅費	会計年度任用職員費用弁償	41
需用費	サロン消耗品	479	需用費	サロン消耗品	162	需用費	サロン消耗品	179
委託料	サロン委託料	12,669	委託料	サロン委託料	12,070	委託料	サロン委託料	13,480
備品購入費	サロン備品	49	備品購入費	サロン備品	36	備品購入費	サロン備品	50

備考	行政費用のうち約7割を子育て交流サロン事業の業務委託料を含む物件費が占めている。なお、物件費の減額は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための衛生用品等の購入や業務委託料の支出がなかったことによる。
問題点・課題	・子育て家庭の交流や子育て相談により保護者の育児不安や孤立化の解消を図るため、各サロンの運営方法や事業内容等について、運営事業者と連携しながら、適宜改善する必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	運営事業者との連携を強化し、在宅育児支援の充実に取り組んでいく。			サロン連絡会を対面で開催し、事業者同士での活発な情報交換等を行うことで、サロン間や関係機関との連携強化を図った。			事業者や関係機関との連携を強化し、各サロンの運営方法や事業内容等の改善に取り組んでいく。		
②									
③									
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		
議 会 質 問 状 況	平成16年四定 子育て交流サロンを増設すべき								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-17		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	保育士奨学金事業		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	櫻井		
			担当者名	佐々木・二見	内線	3828・3845		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-16-01	保育士奨学金事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 29（ 2017 ）年度	根拠	荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱					
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度	法令等	等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	【返済免除型】保育士養成施設に入学しようとする者で経済的理由により就学が困難なものに対し、入学資金を貸し付け、区内における保育士の養成及び確保を図る。 【返済支援型】区内の保育施設等に就職した者の奨学金返済費用の一部を補助することにより、就職後の経済支援を行い、保育人材の確保、定着及び離職防止を図る。							
対象者等	【返済免除型】区内に住所を有し、経済的理由により保育士養成施設への就学が困難な者 【返済支援型】奨学金を利用して保育士資格を取得し、区内の私立保育施設等に常勤の保育士として採用されている採用後5年未満の者							
内容	【返済免除型】 保育士を目指す者に、保育士養成施設の入学に必要な入学金等について、50万円を上限として貸付けることにより、進学を支援する。卒業後は区内の私立保育園等で5年間継続して常勤保育士として勤務することを条件に、返済を免除する。 【返済支援型】 区内の私立保育園等で勤務する保育士に対し、採用後5年間について、奨学金の返済を毎年20万円まで（ひとり親家庭等の場合には30万円まで）補助する。							
経過	平成29年4月 保育士支援奨学金事業（返済支援型）開始 平成29年7月 保育士奨学資金貸付事業（返済免除型）開始							
必要性	本事業の実施により、荒川区の保育施設等で長く就労できる保育士を確保することで、保育園の安定的な運営や保育の質の向上に資するものであることから、必要性の高い事業である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 【返済免除型】対象者に対する貸付けを行い、条件を満たした者には返済を免除 【返済支援型】対象の保育士に対する補助事業							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	返済免除型貸付実施数（人）	0	0	0	4	10	
	②	返済支援型補助実施数（人）	56	63	73	75	85	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
重点的に推進		重点的に推進	保育士の確保・定着を図るため、重点的に推進する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	547	1,043	496	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	247	1	▲ 246		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	8,880	10,183	1,303		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	43	112	69	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,717	▲ 11,339	▲ 1,622	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	9,717	11,339	1,622	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,717	▲ 11,339	▲ 1,622	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,717	▲ 11,339	▲ 1,622		

備考	行政費用のうち約9割を保育士奨学資金の貸付けや補助金にあたる補助費等が占めている。補助費等の増額は、令和5年度の返済支援型の補助金実績が伸びたことによる。
----	---

問題点	【返済免除型】対象者の償還状況や滞納者への督促など、償還管理を適切に行う必要がある。
	【返済支援型】対象者に幅広く当該補助制度を知ってもらうため、保育施設や保育士養成施設等に協力を仰ぎ、効果的な周知方法を検討・実施する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	【返済免除型】制度内容の周知を行う。貸付金の償還管理を適切に行う。	【返済免除型】対象者の償還状況を適切に管理し、滞納者へは適宜状況の確認と督促を行った。	【返済免除型】貸付金の償還管理を適切に行う。
②	【返済支援型】区HPや園長会等を通じて制度周知を図り、支援を行うことで保育人材の確保に努める。	【返済支援型】区HPや園長会等を通じて制度周知を徹底し、支援を行うことで保育人材の確保に努めた。	【返済支援型】区HPや園長会等を通じて制度周知を図り、支援を行うことで保育人材の確保に努める。
③			
他 区 の 実 況	（実施 3 区 【返済免除型】他区事例なし 【返済支援型】千代田区、足立区、葛飾区	未実施 19 区 不明	0 区）
議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状 況	平成28年決特 奨学金に関する見解について		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	10-03-18		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	その他認可外保育施設等事業費		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	櫻井		
			担当者名	二見、佐々木、山田	内線	3845		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-15-01	その他認可外保育施設等事業費						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	令和 元（ 2019 ）年度	根拠	荒川区施設等利用費の支給及び認証保育所等保育料補助金交付要綱					
終期設定	○ 有 ● 無（ ）年度	法令等						
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化について、無償化対象施設である認可外保育施設等の利用者への利用料償還払（無償化対応）を実施し、保護者の経済的な負担軽減を図る。 令和2年7月から開始したベビーシッター利用支援事業について、その利用料等の一部を補助し、保護者負担の軽減を図る。							
対象者等	・施設等利用費：認可外保育施設を利用し、「保育の必要性」の認定を受けた者。・認証保育所等保育料補助金：指導監督基準を満たす認可外保育施設を利用し、指数要件を満たす者。・ベビーシッター利用支援事業：都の定める要件を満たすベビーシッター事業者を利用した保護者。※いずれも区内在住者							
内容	- 施設等利用費 - 新2号認定者（3～5歳児クラス世帯）…月額37,000円 - 新3号認定者（0～2歳児クラス非課税世帯）…月額42,000円 - 認証保育所等保育料補助金※都が定める「監督基準」を満たす施設を利用している場合のみ対象。 - 新2号認定者…上記補助金の他に月額23,000円を上限に補助 - 新3号認定者…上記補助金の他に月額25,000円を上限に補助 0～2歳児クラス課税世帯…毎月初日に「荒川区保育実施基準」に規定する指数15以上の世帯であった場合、認可外保育施設等に支払った保育料と認可保育所に入所した場合の保育料との差額を補助（上限月額60,000円）。※本補助金は上記【施設等利用費】に区が独自に上乗せして補助。 - ベビーシッター利用支援事業 - 待機児童の保護者及び一時預かりを必要とする保護者に、その利用料等の一部を補助							
経過	令和元年10月 幼児教育・保育の無償化が開始 従来の認証保育所等保育料補助金事業について、無償化償還払いの内容も網羅した事業スキームに変更 令和2年7月 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）開始 令和6年4月 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の申請受付の業務委託開始							
必要性	保護者の経済的な負担軽減を図るため、本事業は必要性の高い事業である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員） 対象者に施設等利用費、認証保育所等保育料補助金及びベビーシッター利用支援事業補助金を支給する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	施設等利用費対象者（人）	62	67	89	90	100	
	②	認証保育所等保育料補助対象者（人）	62	116	129	130	150	
③	ベビーシッター利用支援事業利用者数（人）	312	615	921	1,209	1,500		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
重点的に推進		重点的に推進		認可外保育施設等を利用する保護者の経済的負担軽減を図るため、重点的に推進する。				

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	利用料償還払い等補助	95,242	負担金補助等	利用料償還払い等補助	63,788	負担金補助等	利用料償還払い等補助	57,852
			負担金補助等	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり）	70,145	負担金補助等	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり）	65,872
			負担金補助等	ベビーシッター利用支援事業（待機児）	1,525	負担金補助等	ベビーシッター利用支援事業（待機児）	9,356
			負担金補助等	その他補助金	3,188	委託料	ベビーシッター（一時預かり）窓口委託	3,399

備考	行政費用のうち9割以上が、認可外保育所に児童が在籍する保護者に対する負担軽減補助金及びベビーシッター利用支援事業に係る保護者負担軽減補助金である。都支出金の増は、主にベビーシッター利用支援事業の増によるものである。
問題点・課題	補助金の申請受付業務や交付手続を滞りなく進められるように準備を進めていく必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	申請受付件数の増加が見込まれる補助金については、業務委託等の導入も検討し迅速に対応する。			ベビーシッター（一時預かり）については、業務委託導入の準備を進め、事務の効率化を図った。			業務委託が円滑に開始できるよう進めていく。引き続き、交付申請や交付手続きを迅速かつ的確に行っていく。		
②									
③									
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）								
議 会 （ 要 旨 ）	令和2年予特 ベビーシッター利用支援事業の実施について								